

渡名喜村歯科診療所
運営者募集要領

平成30年3月
渡名喜村民生課

渡名喜村歯科診療所運営者募集要領

1. 目的

この要領は、渡名喜村歯科診療所の施設を借り受け、新たに歯科診療所を開設し、運営する医療機関等を募集するため、必要な事項を定めるものとします。

2. 応募資格

応募資格は、次の項目をすべて満たしているものとします。

- (1) 医療機関を開設している法人又は歯科医師
- (2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること（民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）。
- (3) 破産法（平成 16 年法律第 75 条）第 18 条又は第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

3. 応募条件

診療所開設後、少なくとも 3 年間は診療を継続すること。

4. 渡名喜村歯科診療所の概要

- (1) 現在の渡名喜村歯科診療所について
 - ア 診療科 歯科、歯科矯正科、小児歯科
 - イ 診療日及び診療時間 休止中
- (2) 施設概要
 - ア 所在地 渡名喜村 1916 番地の 1
 - イ 構造 壁式鉄筋コンクリート造
 - ウ 階数 1 階平屋建
 - エ 敷地面積 297.24 m²
 - オ 建築面積 122.92 m²
 - カ 床面積 診療所部分 66.92 m²
住宅部分 56.00 m²
全体 122.92 m²
 - キ 診療設備 診療ユニット 2 台、X線装置 2 台、レセコン 1 台、技工用設備等

5. 施設の取扱いについて

- (1) 施設は、無償で貸し付けを行います。

施設の内部改修は可能ですが、事前に渡名喜村の承認が必要です。なお、内部改修は事業者の責任で行い、契約終了後は、事業者の責任で原状に回復してください。

- (2) 施設の引渡し予定日
運営者決定後（別途協議とします。）

6. 医療機器について

現在、渡名喜村歯科診療所に設置されている備品については、無償で貸し付けします。

7. 施設見学会について

施設の見学会を実施しますので、申込希望者は、8の(5)に記載する場所に参加申込書（様式3）を提出してください。

- (1) 見学会日時 平成30年3月1日～5月31日まで
(2) 集合場所 渡名喜村役場民生課

8. 応募手続

(1) 提出書類

渡名喜村歯科診療所の運営者募集を申込みしようとする者は、10の(1)に定める期間内に応募申込書（様式1）に次に掲げる書類を添えて持参又は郵送により提出すること。

(2) 応募者が法人の場合

- ア 事業提案書（様式2）
イ 法人概要（事業経歴及び現在運営している医療施設等の状況がわかるもの）
ウ 法人登記簿謄本（申込み1ヶ月以内のもの）
エ 直近の過去3年分の決算書類等（損益計算書又は貸借対照表）
オ その他村長が必要と認めるもの

(3) 応募者が個人開業歯科医師の場合

- ア 事業提案書（様式2）
イ 直近の過去3年分の決算書類等
ウ その他村長が必要と認めるもの

(4) 応募者が前2号のいずれにも該当しない場合

- ア 事業提案書（様式2）
イ 歯科医師免許証
ウ その他村長が必要と認めるもの

(5) 提出・問い合わせ先

〒901-3692

沖縄県島尻郡渡名喜村 1917 番地の 3

渡名喜村役場民生課 歯科診療所係

TEL 098-989-2317 FAX 098-989-2197

9. 選考の基準

(1) 選考方法

応募者の審査は、「渡名喜村歯科診療所運営者募集委員会（以下「委員会」という。）」において行い、委員会において医療機関等を選定し、渡名喜村長が決定します。

(2) 審査の内容

ア 一次審査 資格・書類審査

提出された書類について、応募資格等を審査します。

イ プレゼンテーション及び面談

事業の提案内容等について、質疑を行います。

10. 応募日程等

区分	期間・期限等	配布場所等
(1) 応募要領の配布 及び応募の受付	平成 30 年 3 月 1 日から 5 月 31 日まで	渡名喜村民生課 渡名喜村ホームページ
(2) 施設見学会	平成 30 年 3 月 1 日から 5 月 31 日まで	参加を希望される方は、見学の 7 日前までに、参加申込書を持 参、郵送、F A X のいずれかで 提出してください。
(3) 公募に関する質 問の受付及び回答	平成 30 年 3 月 1 日から 5 月 31 日まで	渡名喜村民生課 公募に関する質問書（様式 4） により、持参、郵送、F A X の いずれかで提出してください。
(4) 資格・書類審査	平成 30 年 6 月上旬	
(5) ヒアリング	平成 30 年 6 月中旬	詳細については、別途連絡しま す。
(6) 審査結果の通知 及び公表	平成 30 年 6 月下旬	※審査結果については、応募者 全員に文書で通知します。

備考

- (1) から (3) までに定める期間については、休日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。
- (3) に規定する質問の回答は、F A X 又は電子メールで質問者へ回答する。